

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

岸和田市長 永野 耕平

「2021年度自治体キャラバン行動」新型コロナ禍のもとでの住民生活を支えるための
要望書について（回答）

令和3年7月8日付けで提出(令和3年7月9日付け受理)のありました標記の件につきまして、
下記のとおり回答します。

記

【要望内容】

1. 自治体職員の削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

【回答】

長引くコロナ禍や自然災害等の緊急時においても、住民の暮らしを守るための体制づくりを従前から認識しているところです。今後も様々な事務事業に対応できるよう、適正な職員配置に努めてまいります。

2. コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山います。土日や連休などにも窓口対応ができるようにしてください。

【回答】

（生活保護）ご本人が直接相談できない場合でも、家族の方等からの相談でも対応しています。入院時の生活保護申請等、来所困難な方に対しては、訪問して受付しています。また、土日や連休の窓口対応につきましては、今後のコロナ禍における本市での状況や国の動向を注視してまいります。

（DV対応）土日、平日夜間（17:30～翌日 9:00）は岸和田警察（電話：072-439-1234 緊急の場合は110）が担当しており、連携して対応しているところです。

（国民健康保険）コロナ禍ということもあり、今まで対面にて窓口でおこなっていた分納相談等も電話や郵送での対応も可能としています。また、減免の申請等についても、できるだけ郵送でのお手続きをお願いしていることから、現在のところ休日での開庁は考えていません。

3. 各市町村独自の現金支給を今年度も行ってください。昨年度大変喜ばれた上下水道基本料金

減免を今年度も実施してください。

【回答】

本市では、昨年度において新型コロナウイルス感染症対応支援事業として上水道料金の基本料金減免を4か月間実施しましたが、今年度につきましては、現時点で予定しておりません。

市独自の現金給付については、今後の国や府の動向を見ながら対応を検討していきたいと考えています。

4. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

【回答】

特別定額給付金の給付以降も新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人あるいは事業者が必要とされる様々な支援策が講じられているところです。引き続きニーズに応じた支援を実施してまいります。

5. 新型コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。感染経路を科学的につかむために、国や行政によるPCR検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要です。クラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的なPCR検査の実施など、必要なところにいち早くPCR検査ができるようにして下さい。

【回答】

地域医療構想について、必要な場合は保健医療協議会を通じて大阪府に報告してまいります。PCR検査は再度の感染拡大を防ぐ手段として有効であることは認識していますので、国や大阪府に対して適正にPCR検査が実施できる環境整備、実施機関に対する援助等を要請していくとともに、市としての取り組み方についても調査・研究してまいります。

6. 大阪市・堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

【回答】

必要に応じて大阪府に要望してまいります。

7. ワクチン接種は医療関係者だけでなく介護・障害・保育関係者にも先行接種をしてください。

【回答】

ワクチン接種については国が定める優先順位に従い実施しているところですが、障害をお持ちの方や社会福祉事業に従事する方、保育士等については、既に先行接種の対象としています。

8. 現役世代が失業、休業等で困窮しています。子ども及びひとり親の医療費助成制度は無料にしてください。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にしてください。

【回答】

一部自己負担金につきましては、大阪府の福祉医療費助成制度に準じて、制度を持続可能とするためにご負担をお願いしているところであり、一部負担金をなくす予定はありません。

なお、入院時食事療養費につきましては、子ども医療費助成制度では全額助成を行っております。ひとり親家庭の医療費助成制度では助成対象外ですが、中学3年生年度末までの児童は、子ども医療費助成を受けることができます。

9. 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

【回答】

農業事業者等から、消費しきれない作物等が生じた場合に市へ提供の相談があったときは、子ども食堂などで利用していただけるよう社会福祉協議会へ斡旋しております。

困窮世帯への食材提供につきましては、現在市の事業として実施の予定はございませんが、引き続き近隣市町の実施状況を注視してまいります。

10. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

【回答】

保育所、認定こども園の給食費につきましては、利用する児童の保護者から主食費及び副食費を徴収しています。令和元年10月から子ども・子育て支援制度のもとで、年収が約360万円未満の世帯及び第3子以降の児童に係る要件を満たす世帯について、副食費を免除しています。対象世帯以外の児童の副食費について、市単独で減免することは困難です。今後も国・府に対して制度の拡充を要望していきます。

小中学校の給食費の無償化および幼稚園での副食費の無償化につきましては、市費での実施は困難です。また、休校中・長期休暇中における給食の提供につきましても、その実施は困難です。

11. 国民健康保険料の値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも独自に適用拡大をしてください。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行ってください。昨年より後退したコロナ対応保険料減免については自治体として国に強く意見を上げることと独自の減免拡充を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

【回答】

国民健康保険料については、平成30年度より府内統一基準となっています。また、減免制

度についても、大阪府国民健康保険運営方針で定められた府内統一基準に従って実施しているため、さらに大幅な減免を行うことは困難です。

傷病手当金給付事業については、国の特別調整交付金を財源としたものであるため、市独自で適用を拡大することは、本市の財政状況では困難です。

傷病手当金や減免制度等については、チラシは作成していませんが、ホームページ上に詳しい内容を掲載しております。コロナ対応減免については、国に対して昨年度と同様の財政支援を要望しております。また、独自の減免拡充を行うことは、本市の財政上困難です。

なお、申請については、ホームページ上に申請書をアップしており、郵送での申請を受け付けています。ただし、メールでの申請については、添付書類も、必要であることなどから、セキュリティ上困難です。

12. 高齢者の負担能力を超えている介護保険料について抑制してください。国に財政負担を求めつつ、一般財源からの繰り入れにより基準額を引き下げてください。（※介護給付費準備金がある場合は、第8期保険料抑制のためにその全額を繰り入れてください）介護保険料の所得段階別設定について、非課税世帯（国基準第1～第3段階）については、公費投入によりさらに引き下げてください。課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を引上げてください。低所得者に対する介護保険料減免制度を拡充してください。

【回答】

従前から保険料の軽減強化が図られているところですが、消費税引き上げによる影響で、省令改正に伴う更なる低所得者（第1～第3段階）に対して公費による軽減強化を図るため、昨年度に引き続いて軽減相当分を公費でまかなっておりますが、さらなる公費投入は困難です。

また、今年度も引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う保険料の減免を、国から示された基準に従い、実施しております。

さらに、保険料の軽減につながる、国の負担割合の引き上げ等は、国と府へ要望しております。

なお、市独自の保険料減免制度につきましては、平成16年度から実施し、27年度から年間収入の要件を見直しておりますが、更なる減免は困難です。

第8期計画保険料の設定にあたっては、事業の安定した運営を図りつつ、第7期計画の所得段階を維持した上、基金を極力活用しながらその上昇を抑制することに努めてまいりました。

13. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。生活保護申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないでください。

【回答】

生活保護の申請については、口頭での申請受付を行っております。三密を避けるため、申請者の必要な情報は、電話、郵送等により聴取する等、面接時間が長時間にならないよう工夫をしています。また、「扶養照会」につきましては、国の通知に基づき、まずは生活保護申請者と

の面談等を通して、親族等やこれまで生計を共にされた方の状況について把握し、扶養の可能性が期待される扶養義務者、特に親や子、ご兄弟がいる場合には、直接または申請者を通じて扶養の照会を行っています。

住居確保給付金の申請については、申請用紙をホームページにアップしダウンロードができるようにしております。また、郵送による申請受付も行っております。

14. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填（減収補償）を国・大阪府に求めてください。

【回答】

（医療機関）国や自治体の支援金により経営を維持している現状は把握していますので、安定的な医療提供体制を維持するため、国及び大阪府に要望してまいります。

（介護事業所）公費による赤字補填は困難ですが、今年度の国・府等による支援制度が示されており、今後の支援等については、国府の動向を注視してまいります。

（障害者事業所）国・府により順次支援策が示されているところです。今後の動向を注視してまいります。

15. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

【回答】

（児童虐待）令和2年4月から、子ども家庭課内に「子ども家庭総合支援拠点」を設置しています。虐待をはじめとする課題を抱える子どもと家庭への相談体制を整備し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応、並びに重症化や再発の防止を図っているところです。今後も、要保護児童対策地域協議会（岸和田市子育て支援地域協議会）の各関係機関との連携及び協力を図ってまいります。

（DV）その被害を早期に把握し、安全に安心して暮らせるように、相談窓口の周知や相談体制の充実を図り、関係部署や地域との連携を深めてまいります。

16. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

【回答】

避難所における新型コロナウイルス感染拡大防止策として、来所者に対する検温や体調の聞き取り、施設内の消毒、ソーシャルディスタンスの確保、滞在場所の区画及び体調不良者があった場合の対応方法など各種の方策を定め、避難所配備職員に周知のうえ、必要となる物資を配布しております。

また、親類や知人宅に身を寄せたり、垂直避難（建物2階以上への避難）など、避難所の利用以外の避難方法の検討を広報紙やホームページなどでお願いしております。